

平成22年 教育委員会第8回定例会 会議録

日 時 平成22年5月11日（火） 午後3時00分～午後3時49分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【文化スポーツ課】

(1) 『議案第22号』社会教育委員の委嘱

第 2 協議

【図書・文化資源担当課】

(1) 千代田区立図書館条例の一部を改正する条例

第 3 報告

【子ども施設課】

(1) 九段中等教育学校改修整備の実施設計

【子ども支援課】

(1) 幼児教育のあり方検討会

(2) 幼稚園・保育園・こども園の在籍状況（平成22年5月1日現在）

【学務課】

(1) 学級編制（児童・生徒数・学級数）平成22年5月1日現在

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 移動教育委員会（5月25日）

出席委員（5名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

出席職員（10名）

子ども・教育部長	立川 資久
次世代育成担当部長	保科 彰吾
子ども総務課長	坂田 融朗
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	眞家 文夫
児童・家庭支援センター所長	峯岸 邦夫
学務課長	門口 昌史

指導課長	坂 光司
文化スポーツ課長	佐々木 勝広
図書・文化資源担当課長	前田 康行

欠席職員 (1名)

参事 (子ども健康担当)	清古 愛弓
--------------	-------

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 | それでは、これから第8回の定例会を始めるわけですが、その開
会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可する
ということにしておりますので、前もってご了承をいただきたいと思います。
それでは、ただいまから平成22年教育委員会第8回定例会を開会します。
本日、清古参事は欠席でございます。
それから、今回の署名委員は、中川委員をお願いいたします。

◎日程第1 議案

文化スポーツ課

(1) 『議案第22号』社会教育委員の委嘱

市川委員長 | それでは、日程第1、議案に入ります。
議案第22号、社会教育委員の委嘱について、文化スポーツ課長から説明を
してください。

文化スポーツ課長 | はい。文化スポーツ課でございます。よろしくお願ひいたします。
今お手元にある議案第22号、社会教育委員の委嘱についてお諮りをさせて
いただきたいと思います。
資料に記載はございませんけれども、この社会教育法に定められておりま
す社会教育委員に関する事項につきましては、教育委員会規則に基づきまし
て、区長部局の方に委任をされております。
また、広く生涯学習に関する事項につきましては、区長部局であります文
化スポーツ課で担当させていただいておりますので、よろしくお願ひいたし
ます。
では、恐縮ですが、資料のほうを読ませていただきます。
「社会教育委員については、生涯学習推進委員の中から、社会教育法に基
づく委員（学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動
を行う者並びに学識経験のある者）をもって構成すること」としてあります。
任期は2年、委員は6名以内となっております。今般、生涯学習推進委員及
び社会教育委員の任期が平成22年3月で満了したことに伴いまして、新たに

下記のとおり委嘱をいたしたく、お諮りをするものでございます。

記書き以下で、まず委員の案を表にしております。氏名、性別、所属団体等そして区分、これは記載のとおりでございます。このうち、社会教育関係者、区分の中にもございますけれども、社会教育関係者は体育指導委員協議会からの推薦、そして家庭教育関係者につきましては青少年委員会からのご推薦、学校教育関係者につきましては校長会等の推薦ということでいただいております。このうち1人の方を除きまして、すべて新任という形になります。

ご決定いただきましたならば、平成22年5月28日開催予定の生涯学習推進委員会議終了後、引き続いて開催予定の第1回社会教育委員会で委嘱状を交付させていただきたいと存じます。議題は、今年度の社会教育団体に対する補助金交付についてご審議をいただく予定でございます。

この社会教育委員の役割につきましては、「社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする」とことというふうになっておりますが、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」というふうにされておりますため、この分担事項について、社会教育委員を選任し、委嘱するものでございます。

参考までに、裏面に関係法令の抜粋を記載しておりますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。

裏面、上段が設置条例、下段の方が社会教育法でございます。とりわけこの下段の社会教育法に下線が引いてございますけれども、第13条のところ、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」というふうにされておるところでございます。

説明は以上でございます。

市川委員長

はい。

本件について、何かご質問等ございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

特になければ、人事案件でございますので、皆様の意向を承りたいと思います。

それでは、採決をして、賛否を問いたいと思います。

議案第22号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長

はい。全員賛成でございますので、案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

◎日程第2 協議

図書・文化資源担当課

(1) 千代田区立図書館条例の一部を改正する条例

市川委員長

それでは、日程の第2、協議に入りたいと思います。

協議は1件でございます、千代田区立図書館条例の一部を改正する条例について、図書・文化資源担当課長から説明をお願いいたします。

図書・文化資源担当課長

図書・文化資源担当課長の前田でございます。よろしく申し上げます。

本日は千代田区立図書館条例の一部を改正する条例について、ご協議をさせていただきます。

まず、改正の理由ですが、1番、「(仮称)日比谷図書館・文化ミュージアムを平成23年夏に開設するにあたり、その設置及び管理運営の方法、付帯施設などについて、千代田区立図書館条例の一部を改正し、定める必要がある」。実際、指定管理者制度を導入して、図書館の運営をしていきますが、指定管理者を選定するためには、図書館条例を改正して、日比谷を図書館条例に加える必要があります。また、日比谷図書館の指定管理者を選定するに当たりましては、選定委員会を立ち上げて、選定、議会の議決、その後、協定書の準備ということで、おおむね3カ月から4カ月、図書館の場合は必要とされておりますが、実際には四番町の歴史民俗資料館の機能等々が入ってまいりますので、その準備に時間を要するということでもありますので、今回、議会の第2定例会に提案させていただき、第3定例会において、指定管理者の議決、その後、半年間をかけまして、協定書の準備で来年に備えるという形で、条例案の改正を提案し、委託したいと思っております。

条例の改正のポイントであります。大きく3点あります。

まず、(仮称)日比谷図書館・文化ミュージアムの位置づけということです。この日比谷図書館・文化ミュージアムを区立図書館の一つと位置づける、つまり、図書館条例の中に、現在は千代田図書館、四番町図書館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館の2館2分館体制で組織されておりますが、これに日比谷を加えて、3館2分館体制とするというものです。

2番目に正式名称と事業の内容です。まず、正式名称につきましては、日比谷の基本的コンセプトであります「文化への入り口」という表現をどうしても入れたいということで、名称を「日比谷図書文化館」とする。事業の内容ですが、図書館法に定める図書館の事業だけではなく、四番町の歴史民俗資料館の機能を承継する施設であるため、その館の事業として、通常の図書館事業に加えて、千代田区の郷土文化の向上発展に寄与することを目的とする事業ということの規定しようということでもあります。この「千代田区の郷土文化の向上発展に寄与することを目的とする事業」という文言は、四番町歴史民俗館条例に定めてあります、四番町歴史民俗資料館の事業に係る文言そのものを使っております。これを図書館条例に組み込むことによって、歴史民俗資料館の機能を承継するということを条例上も明らかにしたいという

ふうに考えております。

3番目につきましては、付帯施設の利用料金制の導入であります。図書館法上の図書館であり、入館料というのはそもそも徴収できないのですが、ただ、ホールとか会議室というものがありますので、それは付帯施設として利用料金制を導入して、区は上限額のみを設定し、その上限額の範囲内において、指定管理者が利用料金を設定して徴収するという形になります。これは、現在、千代田図書館で行われるのと同じ方法であります。

4番目ですが、施行期日等です。日比谷図書文化館の供用開始は、平成23年夏に予定しておりますが、改修工事等々ありまして、まだ正式にいつになるかというのは決まっておきませんので、施行期日は教育委員会規則で定めるというふうにしております。ただ、指定管理者制度等々を導入するに当たりましては、施行日まではできないということでは困りますので、附則において、指定管理者の指定、付帯施設の利用に関して必要な手続は施行日前にこれを行うことができるという、遡及規定を設けております。あわせて、歴史民俗資料館の機能が日比谷に移転するに当たって廃止されますので、ここで附則において、四番町歴史民俗資料館条例はこの条例の施行日をもって廃止するというので、あわせて規定をしております。

次のページをごらんください。今回改正になるところについて、新旧対照表をつけております。

まず、第2条の2項におきまして、「館の名称及び位置は、次のとおりとする」ということで、左側の改正後になります。千代田区立日比谷図書文化館ということで、図書館条例の中に位置づけております。

事業につきましては、第4条の2です。「千代田区立日比谷図書文化館の事業」ということで、「千代田区立日比谷図書文化館は前条の事業のほか、千代田区の郷土文化の向上発展に寄与することを目的とする事業を行う」と規定しております。前条の事業というのは、図書館法に定める事業ということで規定しております。それに加えて、この事業を行うということを明確にしたいと考えております。

9条、10条につきましては、付帯施設に関するもので、今までは千代田図書館だけだったので、日比谷図書館も加わるということで、少し文言を修正しました。

附則のほうにおいて、第1条で、施行期日については千代田区教育委員会規則で定める日から施行する。2条におきまして、経過措置として、この条例の施行前にこれを行うことができるとして、「指定管理者の指定及び付帯施設の利用に関し必要な手続は、この条例の施行の前日にこれを行うことができる」と定めております。3条におきまして、「千代田区立四番町歴史民俗資料館条例は、廃止する」と定めております。

以上です。

市川委員長

はい。説明は以上のようにございます。

ご質問等ありましたら、発言をお願いします。どうぞ。

特によろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、この件につきましては、次回の教育委員会に議案として提出しまして、決定することにしたいと思います。

◎日程第3 報告

子ども施設課

(1) 九段中等教育学校改修整備の実施設計

子ども支援課

(1) 幼児教育のあり方検討会

(2) 幼稚園・保育園・こども園の在籍状況（平成22年5月1日現在）

学務課

(1) 学級編制（児童・生徒数・学級数）平成22年5月1日現在

市川委員長

それでは、次に日程第3、報告に入ります。

子ども施設課長から、まず報告をお願いします。

子ども施設課長

はい。それでは、九段中等教育学校の改修整備の実施設計について、A4縦の資料とA3横の資料がございますので、そちらでご説明させていただきます。

まず、A4縦の資料でございますけれども、すみません、1点修正がございまして、真ん中よりちょっと下、2つ目の項目で、「既存校舎と改修整備後の校舎」の下、「別紙図面参照首脳」という文字がありますけど、その「首脳」というのはちょっと関係ございませんので、その2文字を消していただければと思います。申しわけございません。

それでは、A4縦の資料に基づきまして、概略を説明いたします。

まず、1の設計の概要でございます。今回の改修については、4つの観点から行うこととして設計しております。まず、(1)老朽化に伴う改修、これについては九段校舎について行う改修でございます。中身としては、屋上の全面防水改修、外壁改修、設備機器の更新、あと、建物内部のリニューアル等の改修を行います。(2)といたしまして、教育活動充実のための改修でございます。これについては、九段校舎・富士見校舎とも改修の対象としてございます。まず、小教室の設置、これについては少人数指導ですとか習熟度別指導用として活用するものでございます。特別教室・PC教室等の充実、給食配膳室の設置、これについては九段校舎のほうでも給食をとれるように、九段校舎のほうに設置します。そして、バリアフリー化、今までございませんでしたエレベーターを設置するなどしまして、バリアフリー化も施してまいります。(3)といたしまして、発達障害支援体制の推進に対応するための改修。これは九段校舎、富士見校舎とも行いますけれども、カウンセリングルームの設置、プレイルームの設置等を行います。(4)といたしまして、省エネ・温暖化対策等に伴う改修。これについては、老朽化してお

ります九段校舎ですけれども、窓対策、射熱塗装、受電設備の改善、高効率の熱源設備の導入、照明の改善、熱負荷の低減、自動水栓、再生エネルギー・未利用エネルギーの利用として太陽光発電、太陽熱給湯、空調設備の改善等を行います。

その下、米印で記載しておりますけれども、九段校舎と富士見校舎を結ぶ連絡通路については、学校・保護者から設置要望があるところがございますけれども、今回の実施設計には含まれておりません。今後、近隣住民の方と協議いたしまして、了承された場合には、早速設計に着手する予定でございます。

2、既存校舎と改修設備後の校舎。これは、この後図面で説明させていただきます。

3、スケジュール（予定）でございますけれども、22年5月から7月、連休明けから仮設校舎（プレハブ校舎）の工事に入っております。そして、今、教育委員会に報告しておりますけれども、今月開かれる常任委員会へ報告すると。その後、6月には仮契約をいたしまして、議会の第2回定例会のほうに契約議案として提案する運びになっております。そして、7月までに仮設校舎ができますので、8月には仮設校舎に移転をして、九段校舎の工事に着工すると。その工事が、年度が明けまして23年5月までかかります。それが5月に九段校舎が竣工いたしまして、6月から九段校舎の供用開始となります。その後、7・8月と2カ月をかけまして、富士見校舎の改修工事に着手いたします。8月に工事が終わりますと、9月からは富士見校舎のほうの供用も開始いたしまして、仮校舎の撤去、その下にあります九段校舎の校庭の整備というような形で進めていきたいと考えております。

すみません。裏をめくっていただきまして、裏面には、参考といたしまして、今回の工事対象物でございます、九段校舎と富士見校舎の概要を記載しております。

それでは、A3の図面のほうで主な改修内容を説明させていただきます。

1枚開いていただきます。左側の1ページ目、これは校舎の配置図ですけれども、2棟建てになっておりまして、下の南側の部分、ここが九段校舎になります。九段校舎も校舎棟と体育館棟というふうに分かれております。左の校庭に点線部分がございますけれども、ここに仮設校舎を設置することとなっております。北側、上の部分でございますけれども、富士見校舎がこの位置でございます。さらに北側には富士見みらい館の校庭がつながっていると。そういった配置になってございます。

右のほう、2ページ目でございます。ここからが九段校舎の図面が載っております。左側が既存の平面図、右側が改修後の平面図というふうに並べてございます。上の既存ピット平面図については基礎部分でございます。下側、地下1階平面図、ここについては、右側、改修後の図面でございますけれども、左のちょっと上に部室というのがありますけれども、倉庫を狭くして、ここに今までなかった水泳部の部室を設ける予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、左側の3ページ目でございます。色塗りがされておりますけれども、基本的に黄色いところが管理部門、薄い緑、この辺のこの色が教室とか教育をする部門、青のところが体育部門となっております。既存が左側ですけれども、1階の平面図、左側のちょっと上のほう、真ん中辺に機械室というのがございますけれども、ここのスペースを有効活用するということで、機械も高効率化になって縮小しますので、1階から5階までこのスペースをなくして、有効活用をしていく予定でございます。

右側の改修後の1階の平面図でございますけれども、上のほうの左側、男子便所からずっと下に各諸室が連なっておりますけれども、カウンセリングルーム、プレイルーム、これにつきましては、先ほどご説明させていただいた発達障害の対応で、新しくつくるものでございます。その下には、関連施設として保健室を隣接いたします。その左側の列の一番下のピロティの上ですけれども、配膳室というふうになっておりますが、九段校舎でも給食をとれるように、富士見みらい館のほうでつくりました給食をここに運んでくるような、そういう形になっております。そして、改修後の平面図、真ん中辺の昇降口ホールでございますけれども、EVということで、新たにここにバリアフリー対応として、1階から5階まで行く9人乗りのエレベーターを新設する予定でございます。右手の経営企画室、その下にメモリアル室というのがございますけれども、ここは既存の部分では入学の選抜の作業室だったものをメモリアル室にいたしまして、この部屋は富士見校舎のほうへ持っていく予定でございます。

すみません。右手の4ページ目でございます。既存の2階の平面図では、普通教室のほかに講義室というふうになっておりますけれども、ここは従前の間仕切りそのままに、名前を講義室としておりますけれども、用途は少人数ですとか習熟度別指導に使っておりました。それを、改修後の右側の図面でございますけれども、もうちょっと細か目に区切りまして、先ほど申し上げたように、小教室として少人数とか習熟度別の教室として使う予定でございます。右側の改修2階平面図の左側の一番下でございますけれども、教科としては家庭科の関係になりますけれども、調理実習室、被服室は3階のほうからこちらの2階の左下のほうに持ってきております。その右上のLL室とありますが、語学を履修する部屋ですけれども、パソコン室からLL室のほうに変更しております。この右側の青い部分、柔道場、剣道場、トレーニング室については、変更ございません。

また1枚おめくりいただきます。5ページ目、左側、既存の3階平面図ですけれども、左のほうに被服室、調理室とありましたのは、今申し上げた2階のほうに持っていく予定でございます。その一番下、黄色いところで図書室がございまして、図書室は右側の改修図面を見ていただきますと、右側の斜め上のほうに図書室を持っていきまして、ここは、今、図書室がある部分は視聴覚室として、富士見校舎から持ってくる予定でございます。

その右手、6ページ目、ここは余り変更がございませんけれども、パソコ

ン室が2階に行ったり、そこを普通教室にしたりというふうに変更してございます。

さらに、すみません、1ページめくっていただきます。左側、7ページ目ですけれども、ここは従前、理科関係の特別教室が並んでおりましたけれども、こちら辺、若干間取りを変えまして、右側の改修の5階の平面図になっております。真ん中よりちょっと上の右側の化学実験室、ここについては、先ほど機械室だった部分のスペースを有効活用して、広げて化学実験室にしております。

その右側、8ページ目でございますけれども、屋上の図面でございます。こちらは左側は吹き抜けがありまして、何もない屋上になっておりますけれども、右側の改修後を見ていただきますと、下のほう、太陽熱の給湯のパネル、右側には太陽電池の太陽光発電のパネルをここに配置する予定でございます。

すみません。まためくっていただきまして、左手の9ページ目、こちらは天文台がついておりますけれども、ここは変更ございません。

10ページ目、11ページ目をめくっていただきますと、東西南北の立面図をつけております。

12ページ目、ここからが富士見校舎の図面になります。富士見校舎のほうは、左側、既存の1階の左下のほう、図書室になっておりますけれども、こちらを自習室、右側の改修後は自習室になります。その上、既存では配膳室、給食関係の施設がありましたけれども、こちら、右側の改修図面を見ていただきますと、適性検査の作業室というふうに変更してございます。

また、1枚めくっていただきまして、左側の13ページ目でございます。既存のほうの2階平面図ですけれども、下のほう、管理部門として職員室、校長室がございましたけれども、これは九段校舎のほうに持っていきまして、九段校舎のほうに1つにまとめるような設計にしております。そして、右側、改修後ですけれども、こちらの左の中段のほう、カウンセリングルーム、プレイルーム、そして隣接して保健室をつなげるような設計になっております。残りのスペースについては、小会議室等で活用するようになっていきます。

右手の14ページ目、ここは既存のほうは下のほう、少人数教室等ありますけれども、ここは音楽室に改修いたしまして、一番左の右下のロビーですけれども、ここは九段校舎と連絡橋がつながった場合に、ここに接続できるような設計になってございます。

また、最後、1枚めくっていただきまして、15ページ目、既存の4階、改修後の4階、名前が変わっているところがございますけれども、基本的にはこの辺は変更ございません。

16ページ目、既存の5階、改修後の5階、並んでおりますけれども、既存の5階平面図、左上の視聴覚室については、九段校舎のほうへ持っていきます。改修後の右の図面でございますけれども、廊下を多少狭めまして、ここ

にも小教室を設ける予定でございます。

最後、1枚めくっていただきまして、西側だけですけれども、既存の立面図もつけております。

説明が長くなって申しわけございません。報告は以上でございます。

市川委員長 説明は以上でございますが、何かご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

中川委員 プレハブ住宅が建ってしまいますと、運動場といいますか、それがすごく狭くなると思うんですけど、その手当てというのか、その間はどのような形にされるのでしょうか。

子ども施設課長 はい。3月まで旧九段中を富士見小学校が使っていたんですけども、あそこが富士見みらい館の竣工で、4月から新しいほうに移りましたので、旧九段中を荷物なんかも入れておくんですけども、あそこを活用して、校庭だとか体育館だとか、使うようにしております。

また、私どものほうで所管しております旧今川中の校庭とかそういうところもあいておりますので、テニス部の部活なんかはあちらでやったりとか、そういう工夫をして、学校と相談しながらやっております。

中川委員 また、よろしいでしょうか。

市川委員長 はい。どうぞ。

中川委員 連絡橋なんですけれども、保護者の方たちの要望もあったということを聞いていますけれども、本当にみんなの要望なんのでしょうか。保護者の総意といいますか。といいますのは、あのくらい離れていることがそんなに大変なことだろうかというのは、ちょっと疑問に思うんですけども。ほかの学校でも、校舎と校舎がもっと離れていても、ちゃんと学校を運営しているところもありますし、せつかくこういうふうに校舎を改築するんですから、機能をうまくまとめれば、何も連絡橋をつくらなくてもいいんじゃないかという気が、ちょっと私はしているんですけども。

子ども総務課長 子ども総務課長です。私も4月に参りまして、以前の事情を熟知しているものではないんですけども、保護者の方の総意かどうかは確認をしていますが、やはり学校の先生方、特に校長先生のお話ですと、授業のほうに相当支障が出ているというお話は聞いています。特別教室等も九段校舎に集めておりますし、職員室も今後大きな職員室ということで、1カ所にこちらにまとまるというときに、この富士見と九段との間のやりとりがスムーズに行かなくなる。現在も、授業時間そのものを相当圧迫してきているというような、要するに、道をみんなで渡るのに、整列してといいますか、安全に渡らせるというようなことに一応腐心をしながら、人がついて渡るといようなことをやっていますと。それで次の授業のほうに食い込んでくるという現実があるように聞いています。とにかくスムーズに職員も生徒も来られるような形をとってもらいたいという要望を聞いたところでございます。

今後、近隣の方との話もまだ残っているように聞いていますので、全体の調整を図って進めてまいりたい思っております。

子ども・教育部長 委員長、補足説明をいたします。

この校舎整備に当たりましては、保護者全体を集めた説明会を行いましたし、また個別にも教育委員会のほうにいらっしゃってお聞きしたいという保護者の方もいらっしゃいました。その中でも、ぜひつけてほしいという意見もございました。それが総意かどうかわかりませんが、あんな連絡橋なんか要らないよという意見は一度もお聞きする機会はございませんでした。

市川委員長 ほかにいかがでしょうか。

これ、最初のときから経営評議会に上げられて、当時、学校側としては、連絡橋をぜひつくってもらいたいという話がありましたね。学校当局ですね。その理由は子ども総務課長がおっしゃったようなことだったのかもしれませんが。要するに、無駄な時間を使わないで済むとか、雨が降ったときもいいとか、便利の面からそういう話があったんだと思います。

ただ、問題は、これ、警察が許可権を持っているんですか。

子ども総務課長 交通管理者である警察、そして、道路を管理している、うちの土木の方ですね、千代田区と。それと、あとは建築の関係ですよ、構造上の問題というところがございますので、あと、消防、そういうところの関係行政機関が集まって、それで1つの判断を下すということになっています。

市川委員長 これは本当かどうかわかりませんが、かなり警察は、地元の住民が反対であれば、警察としては許可しにくいよということを言っているというような話もちらちら聞いたんですけれども、そういう事実はあるんですか。

子ども総務課長 私は、直接警察には確認はしておりません。ただ、警察にしろ、道路管理者にしろ、やはり近隣の方々の賛意を得て設置をしてくれというのは、思いとしてはあるかと思えます。ただ、1人でも反対がいれば、設置ができないというようなことではないはず。できるだけ地域に受け入れられる施設にしてくれという趣旨だろうと私は思っております。

市川委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

福澤委員 これ、改修前は、エレベーターって、なかったんですね。改修後にエレベーターをつけて。これは何のためにつけるんですか。

子ども施設課長 富士見校舎のほうには、新しい建物なのでエレベーターはあるんですけれども、九段校舎のほうは1階から5階までの行き来とか、今度、給食もこちらでやるようになりますので、そういった給食を上運ぶとか、そういう用途にも使いますし、あと、お体が不自由な方がいらっしゃったようなときに上下移動でエレベーターを使っただくというような観点から設置するものでございます。

福澤委員 屋上にはエレベーターの位置はないでしょう。だから、体の不自由な方は。太陽光パネルを見たりするということはできないですね。

子ども施設課長 はい。

市川委員長 よろしゅうございますか。

福澤委員 はい。

市川委員長 ほかにいかがでしょうか。なければ、次に移りたいと思いますが、よろし

ゆうございますか。

(了 承)

市川委員長
子ども支援課長

それでは、子ども支援課長から報告をお願いいたします。

子ども支援課から2点、ご報告をさせていただきたいと思います。

まず、1点目になります。幼児教育のあり方検討会の検討状況ということで、ペーパーを用意させていただきました。

現在の検討状況ですが、4月20日に第1回の検討会を4階の会議室で実施させていただきました。役員、会長、副会長、あと、委員会の所掌事項、検討の進め方、現状と課題といったことについて検討していただいております。第2回といたしまして、先週金曜日に施設の現地の確認ということで、昌平幼稚園、神田保育園、いずみこども園、あと、認証保育所として小学館アカデミーの神保町保育園を委員の方にご見学をいただいております。

今後のスケジュールになりますが、来週18日火曜日に中間のまとめの審議の1回目をしていただきまして、その後、6月上旬、ここで中間のまとめを行いたいというふうに考えております。その後ですが、第5回、第6回の検討会には、保護者あるいは学校関係者も含めた拡大検討を実施して、8月下旬を目途に最終のまとめを取りまとめたいと考えております。

幼児教育のあり方検討会については、以上でございます。

もう一件、よろしいですか。

市川委員長
子ども支援課長

はい。

はい。そうしましたら、こども支援課のもう一件、平成22年度の幼稚園・保育園・こども園の在籍状況について。こちらもペーパーを用意させていただいております。

上段ですが、幼稚園及びこども園の3・4・5歳児部分につきまして、5月1日現在で学級数及び園児数について資料をまとめさせていただきました。こども園2園につきましては、短時間児、長時間児を内訳として数字を記載させていただいております。合計欄につきましては、麴町から昌平の各幼稚園については短時間児ということのカウントをさせていただきました。合計で3歳児が190名、4歳児176名、5歳児168名の、それぞれの園児数となっております。

下段のほうになりますけれども、こちらにつきましては、保育園及びこども園の0から2歳児までの部分につきまして、4月1日現在で園児数のほうを記載させていただいております。こちらにつきましては、左側に各園の定員、右側に4月1日現在の在籍園児数をそれぞれ記載してございます。例えば、定員を超えて、麴町の保育園ですと、合計欄、定員が80名に対して園児数82名ということで、2名、園児数のほうが多くなっておりますけれども、この定員を超えている部分につきましては、弾力化枠を活用した結果ということで、定員を超えた園児数があるという形になっております。

こちらにつきまして、いずみこども園、ふじみこども園の3・4・5歳児のところに括弧書きで数字を入れさせていただいておりますが、こちらにつ

きましては、それぞれの園の長時間児、ほぼ保育園と同じ時間いる児童たちの数を、外書きとして再掲をしております。上段のこども園の長時間児と数字上不突合が出ておりますけれども、これは4月1日と5月1日という1カ月の時点の差ということでご了解をいただきたいと思っております。

支援課からは以上です。

市川委員長

はい。2件の報告がありましたが、いかがでしょうか。何かご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

はい。

それでは、次、最後になります。学務課長から報告をお願いします。

学務課長

はい。それでは、私のほうから22年度の学級編制につきまして、ご報告申し上げます。1枚、資料はA4縦のものでございます。

まず、小学校の部分でございます。一番上の部分に、八つの小学校のそれぞれの学級数、児童数を記載させていただいております。それに基づきまして、学級数につきましては、すべて合わせまして98学級、児童数は2,637名でございます。その下に千代田小学校の特別支援学級につきまして記載させていただいております。そちらにつきましては、2学級で10名の児童さんが通っております。そして、小学校の合計としまして、全校児童数2,647名になっております。

続きまして、真ん中の欄が中学校と中等教育学校の前期課程の分でございます。まず、麴町中学校、神田一橋中学校につきまして、学級数、生徒数を記載させていただいております。こちらのほう、20学級で657名になってございます。真ん中の欄に神田一橋の特別支援学級のクラスを固定学級の部分に書いてございますが、今年度につきましてはお子さんがいませんので、休級という形で対応させていただいております。

最後に、九段中等教育学校の前期課程、1年から3年の前期課程の学級数、生徒数のほうを記載させていただいております。中学校、中等教育学校の前期課程を合わせまして、1,128名の生徒さんという形になっております。

続きまして、通級指導学級の記載でございます。千代田小学校の言語課程が1学級で13名、情緒課程の部分が2学級で20名という形になっております。そして、神田一橋の情緒課程でございますが、こちら、昨日5月10日をもって、教室のほうを整備させていただきまして、開設をしたところでございます。こちらのほうが1学級で6名の生徒さんが通っております。合計では、小学校、中学校合わせまして4学級、39名の児童・生徒数という形になっております。

最後に一番下の中等教育学校のところでございます。こちら1年から6年生までの学級数、24学級で生徒数が857名となっております。

以上でございます。

市川委員長 | はい。説明は以上のごとですが、何かご質問等ありましたら、
願います。
いかがですか。よろしゅうございましょうかね。
(了 承)

市川委員長 | はい。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 移動教育委員会 (5月25日)

市川委員長 | それでは、各課長から何か報告することがございましたら願います。
子ども総務課長 | 子ども総務課から報告をさせていただきます。
5月25日、次回の教育委員会は移動教育委員会ということで、西神田児童
センターで委員会を開催させていただきます。1時半までに西神田のコスモ
ス館、区民小ホール1階にございます。こちらのほうに来ていただきまし
て、施設見学そして児童館長との懇談、それを経て、第9回の教育委員会定
例会を開催するという予定でございますので、よろしく願ひ申し上げま
す。
なお、後ほど、当日の出欠につきまして、今日の段階で確認ができれば、
ご回答いただきたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。

市川委員長 | はい。何かございますか。
(「なし」の声あり)

市川委員長 | それでは、教育委員さんのほうから何かございますでしょうか。
(「なし」の声あり)

市川委員長 | 特にございませんければ、本日予定しておりました定例会の案件はすべて
終了しましたので、これをもちまして定例会を閉会したいと思います。
どうもご苦労さまでございました。